

# 一般財団法人柏崎市スポーツ協会指導者バンク要綱

一般財団法人柏崎市スポーツ協会

## 1 趣 旨

柏崎・刈羽地域における、スポーツの普及・振興及び競技力向上の支援措置として、登録制のスポーツ指導者名簿（以下「指導者バンク」という。）を一般財団法人柏崎市スポーツ協会（以下「協会」という。）内に設け、学校及び各種団体等の要請に応え、適切なスポーツ指導者を紹介するために必要な事項を定める。

## 2 登録の条件

指導者バンクに登録されるスポーツ指導者（以下「登録指導者」という。）は、地域の体育・スポーツ活動の普及・振興を推進しようとする意思を持ち、公序良俗に反しない者であり、かつ、次のいずれかの条件を満たし、登録を希望する者とする。

- ア 一般財団法人柏崎市スポーツ協会公認スポーツ指導者制度で公認された指導者（以下「公認指導者」という。）
- イ 体育教員免許、各種競技団体の指導者ライセンス等を持つ者で、協会が適当と認めた者
- ウ 協会加盟競技団体から推薦され、協会が適当と認めた者

## 3 登 録

- (1) 指導者バンクに登録を希望する者は、指導者バンク登録申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）を協会に提出する。
- (2) 協会は、提出された申請書等により登録の審査を行い、登録の可否について、申請書の提出を受けた日から1週間以内に、申請者に対し指導者バンク登録通知書（第2号様式）を送付する。なお、登録を認められなかった者は、その理由を協会に確認することが出来る。
- (3) 登録指導者は、指導者バンク台帳（第3号様式）に記載されるとともに、協会ホームページに、競技種目名・氏名を本人の承諾を得たうえで公表する。
- (4) 登録指導者が持つ資格要件等の変更や取消しがない場合は、次年度以降も登録が継続される。

## 4 登録事項の変更

- (1) 指導者バンクに登録された内容に変更が生じたとき、又は登録の取消しを希望するときは、指導者バンク登録内容変更・登録取消届（第4号様式）を協会に提出する。
- (2) 指導者バンク公認登録内容変更・登録取消届が提出された場合、協会会長は、事実を確認した上で登録内容の変更を速やかに行わなければならない。
- (3) 指導者バンク台帳の登録情報等については、随時更新するものとする。

## 5 登録の取消し

指導者バンクに登録された者は、次のいずれかの場合には、登録を取り消すものとする。

- (1) 前項(1)による指導者バンク登録取消届の提出があったとき。
- (2) 協会会長が登録を取り消すことが望ましいと判断したとき。

## 6 登録指導者の責務

- (1) 知識をいかし、スポーツを安全に、正しく、楽しく指導し、スポーツ本来の素晴らしさを伝えること。
- (2) プレーヤーズセンタードの考え方の下に、プレーヤーの望むスポーツ活動を理解し、その成長を支援すること。
- (3) プレーヤーや社会に対する自己の影響力を認識し、常に自己研鑽を図り、自ら成長・発展を目指すこと。
- (4) 暴力、各種ハラスメント（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント等）、差別等の違法行為や、スポーツの健全性及び高潔性を損ねるような社会規範に照らして不適切な行為を行ってはならない。
- (5) 社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。
- (6) 指導上知り得た個人情報等の取扱いについては、その目的以外には使用してはならない。

## 7 登録指導者の紹介対象団体等

登録指導者を紹介する団体等は、次に掲げる条件を満たすものとする。

- (1) 事業の内容（参加人数、施設、設備、時間等）が適切と判断できること。
- (2) 主催者又は代表者が明確であり、かつ、参加者の事故等について責任を持って処理できること。
- (3) 参加者が、全員スポーツ傷害保険等に加入していること。
- (4) 活動目的が、政治、宗教又は営利を目的にしていないこと。
- (5) 参加者に、公序良俗に反する者がいないこと。

## 8 登録指導者の活用

- (1) 登録指導者の紹介依頼等についての相談は、協会を窓口に行うものとする。
- (2) 登録指導者の紹介依頼については、指導者紹介依頼書（第5号様式）を協会へ提出する。
- (3) 必要に応じて依頼者及び登録指導者と打合せを行い、登録指導者の中から候補者を選定し依頼者へ紹介する。
- (4) 依頼者は、紹介された登録指導者と直接交渉するものとする。
- (5) 指導者となる者が決定した場合（以下「指導者」という。）は、依頼者へ指導者決定報告書（第6号様式）を提出する。
- (6) 指導者がその指導を辞する場合は、協会へ指導終了報告書（第7号様式）を速やかに提出する。

## 9 依頼者の責務

- (1) 指導者と十分に協議をして、当該スポーツ活動が円滑に実施できるよう良好な協力関係を築くよう努力するものとする。
- (2) 指導者と依頼者間に事故、問題等が発生した場合は、双方による協議の上で解決すること。この場合、速やかに協会に報告をすること。

## 10 指導時間等

- (1) 1回の指導時間は、2～3時間以内を目安とする。
- (2) 柏崎市立中学校部活動ガイドライン（平成31年4月施行）等、指導の対象となる者の活動に関するガイドや指標を遵守すること。

## 11 謝金及び費用弁償等

- (1) 指導者への謝金、費用弁償等は当事者同士の協議により決定する。ただし、地域内における同様の事業等とのバランスに配慮したものとするよう協会から依頼するものとする。
- (2) 指導者の保険加入については、指導者と依頼者が協議の上で決定する。

## 12 登録個人情報の取扱い

- (1) 指導者バンクに登録する個人情報は、登録希望者から承諾を得た上で、氏名（年齢）、住所、電話番号等とする。
- (2) 指導者バンクに登録された個人情報は、指導者バンク台帳で利用するものとする。
- (3) 指導依頼があった場合、候補となった登録指導者の了承を得た上で、指導依頼者に個人情報を伝えるものとする。
- (4) 指導依頼者は、提供された登録指導者の個人情報を他の目的に使用してはならない。

## 13 その他

この要領に定めるもののほか必要な事項は、協会会長が別に定める。

### 附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。